

町では、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内事業者・農業者の経営支援を目的として、給付金を支給します。

共通事項

- (1) 支給額
 

令和3年分の年間事業収入額または年間農業収入額が、100万円以上500万円未満の事業者は10万円。500万円以上1,000万円未満の事業者は20万円。1,000万円以上の事業者は30万円。  
原則、申請者(事業者)の指定口座へ振り込みます。
- (2) 申請方法
 

申請書様式および添付書類を申請期限までに町産業経済課商工観光係または農政係へ窓口持参により提出してください。申請書様式は、町ホームページ上からダウンロードするか、次の場所で受け取ってください。
- (3) 申請期間
 

7月1日(金)から9月30日(金)まで

事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金

申請・問い合わせ先 産業経済課商工観光係(32)3113

- (1) 対象となる事業者
 

令和4年4月1日時点で、町内に事業所を有し、日本標準産業分類(以下「産業分類」)の大分類に記載する次の業種に該当する事業者で、令和3年分の年間事業収入額が100万円以上であり、事業収入を申告している者。

  - ① 林業
  - ② 漁業
  - ③ 建設業
  - ④ 製造業
  - ⑤ 情報通信業
  - ⑥ 運輸業、郵便業
  - ⑦ 卸売業、小売業
  - ⑧ 金融業、保険業(産業分類の中分類に記載する銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等を除く。)
  - ⑨ 不動産業、物品賃貸業
  - ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業(※1)
  - ⑪ 宿泊業、飲食サービス業
  - ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
  - ⑬ 教育、学習支援業
  - ⑭ 医療、福祉
  - ⑮ サービス業(他に分類されないもの)(産業分類の中分類に記載する政治・経済・文化団体、宗教、外国公務を除く。)(※2)

※1の例：司法書士事務所、公認会計士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、広告業、獣医業、測量業、写真業など  
※2の例：廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、警備業など

(2) 申請書類

- 申請書類は次の場所で受け取ってください。
  - ・町産業経済課窓口(役場2階12番窓口)
  - ・町ホームページ

申請書及び添付書類

①事業者向け原油価格・物価高騰対応給付金支給申請書兼口座振込依頼書(様式第1号)	全ての申請者
②令和4年4月期から6月期の売上等がわかる書類	全ての申請者
③令和3年分年間事業収入額が100万円以上であることがわかる書類(確定申告書または住民税申告書に添付する事業収入額が記載されている書類の写し)	全ての申請者
④店舗名等が入った事業所の外景および内景の写真ならびに町内での事業活動がわかる書類(そのほか町から提出を求められた書類)	全ての申請者
⑤振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	全ての申請者
⑥直近の法人税の確定申告書(一式)の写し	法人事業者
⑦令和3年分確定申告書(一式)の写しまたは住民税申告書の写しおよび業種名を記載した収支内訳書の写し	個人事業者
⑧本人確認資料(マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)	個人事業者

※令和3年度の「事業者向けみよたん給付金」を受給した事業者は、④、⑤、⑧の添付書類を省略することができます。ただし、振込先を変更する事業者は、⑤も必要になります。  
※このほかにも、書類が必要となる場合があります。

農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金

申請・問い合わせ先 産業経済課農政係(32)3113

(1) 対象となる事業者

- 令和4年4月1日時点で、町内に居住、または事業所があり、次の要件を全て満たす農業者(個人農業者、農業法人)が対象です。
  - 対象となる要件
    - ①令和3年分の農業収入を申告している方
    - ②令和3年分の農業収入が100万円以上の方。ただし、給与収入が農業収入を上回る方、および事業者向け原油価格・物価高騰給付金の該当となる方は除きます。

(2) 申請書類

- 申請書類は次の場所で受け取ってください。
  - ・町産業経済課窓口(役場2階12番窓口)
  - ・佐久浅間農業協同組合御代田支所
  - ・佐久浅間農業協同組合あさま東部営農センター小沼事務所、伍賀事務所
  - ・有限会社トップリバー、株式会社ベジアーツ

申請書及び添付書類

農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金支給申請書兼口座振込依頼書(様式第1号)	全ての申請者
直近の法人税の確定申告書(一式)の写し	法人農業者の場合
令和3年分確定申告書の写しまたは住民税申告書の写しおよび収支内訳書の写し	個人農業者の場合
振込先口座と口座名義がわかる通帳の見開きページの写し	令和3年度に「農業者向けみよたん給付金」を受給した方で、振込先の変更のない方は不要
本人確認書類(マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等)	

※このほかにも、書類が必要となる場合があります。